

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
食の安全・食育実践活動への支援	・食の安全・食育推進大会の開催 ・食に関する情報・意見交換会の開催							消費者安全・食育推進課
食育推進ボランティアの推進	食育の各分野における食育推進ボランティアを登録し、研修会等により資質の向上を図り、食育を通じた子どもの心の健全育成を図る活動を支援するとともに大学生等の参加を促進するなど、食育推進ボランティア活動の充実を図る							消費者安全・食育推進課
食育ホームページ等による情報提供	県ホームページに食育に関する様々な情報を掲載し、食育の推進を図る							消費者安全・食育推進課
学校を中心とした食育の推進(再掲)	学校を中心とした組織的・体系的な食育の推進							教・スポーツ健康課
学校栄養職員研修会の開催(再掲)	学校における食育の推進に関する研修							教・スポーツ健康課
保育所栄養士・調理員への研修の実施	保育所等の栄養士・調理員に対し、専門性向上のための研修会の実施							児童家庭課
親と子の食事セミナー	親子を対象とした食事に関する講習会や調理実習の実施							児童家庭課
出前栄養相談の開催	児童館を活用しての栄養相談、指導							健康増進課
山梨学院大学・山梨学院短期大学との協定	健康・栄養教育及び食育の推進に関する連携協力	☆						健康増進課

第4節 子どもたちを取り巻く教育環境の充実

一人ひとりの個性を伸ばし、自ら学び、自ら考える力や豊かな心、健康や体力などの「生きる力」を育む学校教育を推進します。

また、「社会全体で子どもを育てる」という考え方にに基づき、家庭や地域の教育力の向上を図るため、家庭、地域、学校の連携による教育を推進します。

(1) 次代の親となる若者の育成と自立促進

現状と課題	施策の方向
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の温かい支えのもと、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義について理解を促す取り組みが必要です。 ○ 若者の就労の状況は、完全失業率が高水準にあることに加え、若年無業者やフリーターの増加、さらには高い離職率など厳しいものとなっています。このような状況は、産業の競争力や生産性の低下など経済の持続的発展を妨げるとともに、婚姻率の低下なども懸念されており、次代の親となる若者の自立を促進することが必要です。 ○ 学校の授業等で専門的な知識や技能を持った地域の人材を活用し、児童生徒がキャリアを形成していくために必要な意欲や関心を高めることが必要です。 ○ 子どもたちが生きる力を身につけ、様々な課題に柔軟にたくましく対応し、職業人として自立していくことが求められています。 ○ 将来を担う若者が夢と希望を持って自らの技術や能力を高め、職業的自立が図られることが求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 将来の親となる世代が子育てや家庭の大切さについての理解を深めるため、赤ちゃんとのふれあい体験等の取り組みを推進します。 ○ 就職相談から職業紹介までの一連の雇用関連サービスをワンストップで提供し、個々の特性に応じたきめ細かい支援を行います。 ○ 学校教育において、地域や学校の実態、児童生徒の特性、進路等を考慮しながら、職場見学や職場体験などの啓発的体験や就業体験を推進します。 ○ 職業人として働くことに対する意識・意欲の向上を図るため、早い時期から子どもたちを対象としたキャリア教育の推進などを図ります。 ○ 若者が就労に必要な専門的・実践的な知識・技術・技能を習得できるよう、県立職業能力開発施設における職業訓練の充実や、民間事業主、団体等が実施する職業訓練に対し支援します。 ○ 若者が就農に必要な農業の専門的・実践的な知識・技術を習得できるよう県立農業大学校における訓練・研修の充実を図ります。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
次代の親となる若者の育成								
思春期体験学習の推進(再掲)	赤ちゃん抱っこ体験や妊婦疑似体験等を通して、命の大切さや自分を大切にすることについて学習							健康増進課
児童ふれあい交流の促進(再掲)	中・高校生の居場所づくり、乳幼児への絵本の読み聞かせなどの事業実施を促進							児童家庭課
若者の就業支援								
若者チャレンジへの支援	若者の正社員就職と職場定着を支援するため、ジョブカフェ利用者や企業を対象としたセミナーや交流会を開催							労政雇用課
キャリア教育の推進								
地域の人材を活用した教育	学校教育活性化のため、各分野に優れた知識、経験、技能をもつ社会人の活用(いきいき教育地域人材活用推進事業費)							教・義務教育課
高校生インターンシップ推進事業	「インターンシップ推進連絡協議会」「地域連絡会議」の設置 ・事前指導における勤労観、職業観育成のための講演	○						教・高校教育課
ジュニアトライワークの実施	小・中学生の職業観、勤労観の醸成を図るため、県内事業所において職場体験を実施							労政雇用課
高校生の地場中小企業等職場見学の実施	高校生の職業意識の醸成を図るため、県内事業所において職場見学を実施							労政雇用課
ものづくり技能者の育成促進	高度の技術、技能に触れさせるとともに、「ものづくり」への関心を高めるため、高校生のものづくり体験講座の実施							産業人材課
児童生徒キャリア育成推進事業	・小・中・高等学校キャリア教育推進会議の設置 ・小・中・高等学校キャリア教育アドバイザー(推進中核教員)の養成 ・児童生徒キャリア育成推進事業研究協力校の指定と調査研究の推進							教・義務教育課
技術や技能の習得								
職業訓練の充実	産業構造の変化や技術革新等に対応した人材を育成するため、産業技術短期大学校、都留・峡南高等技術専門校、就業支援センターの訓練の充実							産業人材課
農業大学校における研修教育の充実・強化	本県農業を支える担い手として必要な実践的能力を持つ農業経営者を育成するため、県立農業大学校の研修教育の充実・強化							農業技術課

(2) 確かな学力の定着・向上

現状と課題

- 今の子どもたちは、自ら調べ、判断し、表現する力が不十分であると言われていています。また、学年が上がるにつれ授業が分かる割合が低下しているなどの課題があります。
- 学校で身につけた「確かな学力」が生涯にわたる学習活動の基盤となるよう、小・中・高等学校の各段階に応じた教育の一層の充実が求められています。
- 子どもたちの言語能力が低下しており、思考力や表現力を育成するため、児童生徒の知的活動を増進し、主体的な学習活動を支えていく読書活動の充実や、すべての知的活動の基盤となる言語活動の充実が求められています。

施策の方向

- 学習意欲の向上や学習習慣の確立を図ります。
- 創意工夫を生かした指導と評価を充実する中で、基礎的・基本的な知識・技能を習得し、これらを活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等をもった子どもたちの育成に努めます。
- 小学校1・2年生への30人学級編制及び中学校1年生への35人学級編制の実施をはじめ、子どもの理解や習熟の程度に応じた少人数指導や指導を行うための教員を配置し、きめ細かな指導の充実に努めます。
- 子どもたちが本に親しみ、読書の楽しみを知るための読書環境整備や推進体制の強化を推進します。
- 相手や目的、場面に応じた言葉遣いや表現ができるよう、指導の工夫改善に努めます。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
学力向上への取り組み	・小・中学校(確かな学力ステップアップ事業(義)) 国語力、論理的な思考力、数学的処理能力の育成等 ・高等学校 読書活動の充実、言語活動の充実、科学的・数学的な思考力の育成等							教・義務教育課 教・高校教育課
少人数教育の推進「はぐくみプラン」	小学校1、2年生の30人学級及び中学校1年生の学級編成の実施							教・義務教育課
きめ細かな指導を行うための教員の配置	きめ細かな指導を行うため、チームティーチングや少人数指導を行えるよう教員を配置							教・義務教育課
「こどもにすすめたい本」の作成・配布	子どもたちに本の素晴らしさや読書の楽しさを伝え、大人にも理解を深めてもらうため、子どもに勧めたい本を紹介							教・社会教育課
子ども読書活動推進体制の強化	子どもの読書活動に携わる人材の資質向上のため、研修会等を開催							教・社会教育課
国語力の向上	指導事例集の作成、指定校による授業の研究実践(社会生活に生きる読解力向上推進事業)							教・義務教育課

(3) 豊かな心の育成

現状と課題

- 子どもによる重大事件が多発していることから、子どもたちにかげがえのない命についての実感や、自分の感情を抑制する力が培われていないことなど道德教育の充実の必要性が指摘されています。
- 命を大切にすることを教育や次代の親を育む観点から、子どもを生み育てることの喜びや意義について、子どもときから理解を深めるための取り組みが必要です。
- 人間関係の希薄化や生活体験の不足などから、豊かな人間性や社会性を身に付ける機会が少なくなっており、「生きる力」の核となる豊かな人間性や社会性を育む教育の充実が求められています。
- 子どもたちに高齢者や障害者などに対する理解を深めさせ、共に生きる力を学び育てることが必要です。
- いじめ・不登校や問題行動などは依然として深刻であり、子どもたちに思いやりの心、ねばり強く挑戦する意志などの豊かな心や感性を育ませることが必要です。
- 芸術文化活動の推進や子どもたちの健全育成の場として、美術館、文学館、博物館、図書館や各地域の特性を活かした様々な文化施設の活用が求められています。

施策の方向

- 人としてより良く生きていくための規範意識の醸成や思いやりの心、命を大切にすることを育成など、道德教育の充実に向けた取り組みを小中高等学校の各段階で推進します。
- 将来の親となる世代が子育てや家庭の大切さについての理解を深めるため、赤ちゃんとのふれあい体験等の取り組みを推進します。
- 豊かな人間性や社会性を身に付けるため、子どもの発達段階に応じて、文化財や地域の施設の活用、また、自然体験や環境保全活動、地域の行事への積極的な参加、異年齢や異世代、他地域の人々との交流など、様々な体験が計画的かつ効果的に実施できるよう努めます。
- 福祉、介護、看護、リハビリテーション等の体験活動を通じて、医療・福祉に対する理解やボランティアについて学ぶ取り組みを推進します。
- いじめ・不登校や問題行動などに対処するため、心に様々な悩みを抱える児童生徒、保護者、教職員に対する支援として、スクールカウンセラーの配置など、家庭、地域、関係機関と連携して取り組みます。
- 子どもたちに身近なところで芸術鑑賞ができる機会の提供や、高校生の芸術文化活動への支援を行います。
- 芸術文化や歴史文化を学習するため、美術館や博物館などの文化施設の活用を推進します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
「命の大切さ」を学ぶ教育の推進								
道徳教育総合支援事業	創意工夫を活かした道徳教育を推進するための実践研究を行い、その成果を普及することにより道徳教育の充実を図る	☆						教・義務教育課
やまなし心づくり推進事業	道徳教育推進リーダーの養成研修、道徳教育推進校の指定、やまなし心づくり推進会議の設置							教・義務教育課
思春期体験学習の推進(再掲)	赤ちゃん抱っこ体験や妊婦疑似体験等を通して、命の大切さや自分を大切にすることについて学習							健康増進課
豊かな体験活動の推進								
夢をはぐくむ体験活動サポート事業	体験的学習や活動を通して、生徒に自らのあり方生き方を考えさせるとともに、将来への夢を持たせ、生徒の「生きる力」を育む		☆					教・高校教育課
フロンティアアドベンチャーやまなし少年海洋道中	青少年の健全育成を図るための洋上研修と自然体験活動							教・社会教育課
農業体験学習の促進	農業への関心が高く、豊かな人間性を備えた児童生徒を育成するため、小中学校における農業体験学習を促進	○						教・義務教育課
環境学習指導者の派遣	やまなしエコティーチャーの養成及び民間団体等が開催する環境保全に関する研修会等への派遣	☆						環境創造課
高校生の一日子リハビリテーション体験	リハビリテーションに関する普及啓発のため、高校生を対象に医療の現場でのリハビリテーション体験							長寿社会課
高校生の一日子看護師	県内高校生の医療の現場で看護師業務の体験							医務課
いじめや不登校への取り組み								
いじめ・不登校ホットライン	専門の相談員による児童生徒や保護者のための電話による相談支援							教・総務課
学校不適応児童生徒に対する支援	いじめ・不登校への対応並びに校内の教育相談体制の充実を図るための専門相談員の配置と巡回							教・義務教育課 教・高校教育課
スクールカウンセラーの配置・派遣	いじめ・不登校を解決するための専門相談員の配置・派遣							教・義務教育課 教・高校教育課
スクールソーシャルワーカーの配置・派遣	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、問題を抱える児童生徒に支援							教・義務教育課
巡回教育相談	高校生及び保護者を対象として校外で個別の教育相談をうけられる機会を提供							教・高校教育課
芸術文化活動への取り組み								
巡回児童劇場の開催	児童に優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供するため、学校施設を利用した演劇鑑賞機会の提供							生涯学習文化課
高校生の芸術文化活動への支援	芸術文化活動推進のための芸術文化祭の開催や参加への支援							教・高校教育課
芸術文化施設の活用推進								
芸術文化施設における親子等を対象とした取り組みの推進	美術館、文学館、考古博物館及び博物館における親子等を対象とした各種取り組みの推進							教・学術文化財課
県立図書館の活用	子どもの読書の活発化を図るため、読書の案内や相談を行うとともに、子どもの読書活動実践者への情報提供等を行う							教・社会教育課

(4) 幼児教育の充実

現状と課題

- 幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であることを踏まえ、幼児の健やかな成長を保障するため、幼児教育の一層の充実が求められています。
- 社会の急激な変化による大人の価値観や生活スタイルの多様化を背景に、子どもの育ちをめぐる環境は大きく変化し、幼児期に本来培われるべき基本的な生活習慣や態度、自制心や耐性等が不十分で、小学校にうまく対応できない「小1プロブレム」といわれる状況が見受けられます。
- 障害をもつ就学前の幼児に対する、健常児との交流や社会適応のための教育の必要性が高まっており、これに対応した教員の確保や施設整備の推進が求められています。
- 幼児教育の専門施設である幼稚園等を中核に、家庭と地域が連携した幼児教育に関する施策を推進する必要があります。

施策の方向

- 就学前の幼児を対象とする教育の質の向上と幼稚園教育の条件整備のための総合的な取り組みを推進します。
- 幼稚園や保育所では、集団生活を通じて幼児一人ひとりの望ましい発達を促すため、指導体制や指導方法を工夫改善し、小学校教員との情報交換など小学校との連携を強化し、幼児教育の一層の充実に努めます。
- 心身に障害をもつ幼児が、健常児との交流や将来の社会参加に備えた幼児教育を受けることができるよう、教員の確保や施設整備など環境の整備を推進します。
- 幼稚園の開放や教育相談の開催など、幼稚園の持つ機能を活用し、子育て支援活動を推進します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
幼児教育プログラムの推進	幼児教育の質の向上と幼児教育に関する政策プログラムの推進							教・義務教育課
私立幼稚園の支援								
3歳児の幼稚園就園の促進	3歳児の就園を促進するための私立幼稚園への助成							私学文書課
きめ細やかな学習指導の推進	チームによるきめ細かな幼児教育を実施するための私立幼稚園への助成							私学文書課
小学校等との連携強化								
保幼小連携教育の推進	・山梨県幼児教育研究委員会の設置 ・保幼小連携教育研修会の開催							教・義務教育課
障害をもつ子どもの受け入れ								
幼稚園における心身障害児の就園の促進(再掲)	障害児を受け入れている私立幼稚園への助成							私学文書課
幼稚園が行う子育て活動への支援								
子育て相談や施設の地域への開放	施設や機能を地域に開放する子育て支援活動への助成							私学文書課
幼稚園における預かり保育の促進(再掲)	通常の教育時間終了後2時間以上預かり保育を実施する私立幼稚園への助成							私学文書課
認定こども園の整備促進(再掲)	保育と就学前の教育を一体として捉えた認定こども園の整備促進							児童家庭課

(5) 家庭・地域の教育力の充実

現状と課題

- 核家族化の進行により、家庭での教育力が低下しています。このため、家庭の教育力の向上を図り、家族全員で子育てが担えるよう、家庭教育の支援に努める必要があります。
- 人々のつきあいの希薄化により、地域で子どもを育てる意識が薄れていることから、地域全体で子どもを育てる環境づくりが必要です。

施策の方向

- 家族全員で子育てが担えるよう、家庭の教育力の向上を図ります。特に父親の家庭教育における役割が重要であることを啓発するため、企業、幼稚園、保育所及びその保護者組織などと連携した父親教育のための取り組みを推進します。
- 専門的な子育て相談に応じられる子育て支援コーディネーターや子育てサポーターリーダーの活用を図ります。更に現代的な課題に対応できる実践的な家庭教育・子育て支援者の育成を図ります。
- 自然体験や社会体験など多様な体験活動の場を提供するなど、家庭と地域などが連携した取り組みを推進します。
- 地域の住民が持っている経験や技能を生かし、学校教育の様々な場面でボランティアとして関わることを通して、地域のもつ教育力を活性化させます。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
家庭教育の推進								
父親を考えるフォーラム	父親の家庭教育参加意識の啓発							教・社会教育課
家庭教育手帳の活用促進	乳幼児から小中学生までの子育てやしつけを解説したCD-ROMの活用							教・社会教育課
子育て支援リーダー養成事業(再掲)	子育て支援コーディネーターを始め、子育て支援を行っている活動者を対象に地域の家庭教育・子育て支援のリーダーとして活動できる人材を養成		☆					教・社会教育課
地域における体験活動等の促進								
青少年学習成果活用事業	生涯学習への動機付けのため、青少年を講師として募集し、その体験や学習成果を発表する講座を開催							生涯学習文化課
放課後子どもプラン推進事業(再掲)	放課後や週末等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進め、地域の協力を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を実施							教・社会教育課
地域と学校の連携								
やまなし学校応援団	地域全体で学校を支援する体制づくりを推進することにより、教員の子どもたちと向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充を図り、子どもの健全な育成及び地域の教育力の活性化につなげる							教・社会教育課

(6) スポーツ・健康教育の充実

現状と課題

施策の方向

- 近年、児童の体力の低下が見られ、学校体育では子どもたちが生涯にわたって運動に親しみ、心身ともに健康で活力ある生活を営むための基礎的能力を育成することが重要となっています。
- 偏食や欠食、慢性的な生活習慣の乱れやストレスに起因した心身の健康問題が深刻化しており、健康の増進に向けた一層の取り組みが求められています。

- 学校の授業や運動部活動において外部指導者を積極的に活用するなどして、体育、スポーツ活動の充実を図ります。
- 学校、家庭、地域の連携を深め、子どもたちが自発的・継続的にスポーツに親しめる環境づくりを推進するとともに、地域スポーツへの積極的な参加を促進します。
- 正しい食生活など基本的な生活習慣を身につけるとともに、日常の健康観察の重視、定期健康診断の実施など保健管理の充実を図ります。
- 児童生徒の発達段階や実態に即し、地域の実情に応じた安全・安心な学校給食を実施し、望ましい食習慣の育成に努めます。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
学校体育の指導体制の充実								
運動部活動の充実	中学校及び高校の運動部活動への外部指導者の派遣							教・スポーツ健康課
指導者講習会の開催	中央講習会への派遣と県内指導者への伝達講習							教・スポーツ健康課
生涯・地域スポーツ推進事業	市町村等が設立支援する総合型地域スポーツクラブへの育成支援							教・スポーツ健康課
元気ZZクラブの推進	小学校において放課後に遊びやスポーツなどの身体活動を進め、子どもたちの体力低下と積極的な運動への取り組みを進める	→	○					教・スポーツ健康課
健康教育の充実								
健康教育指導者の研修会	学校における健康教育、指導方法に関する研修							教・スポーツ健康課
学校を中心とした食育の推進	学校を中心とした組織的・体系的な食育の推進							教・スポーツ健康課
学校栄養職員研修会の開催	学校における食育の推進に関する研修							教・スポーツ健康課

(7) 青少年を取り巻く環境の整備

現状と課題

- 図書やDVD、ビデオテープ、インターネットなどによる有害情報の氾濫、享乐的な風潮は社会規範意識の低下をもたらし、非行の低年齢化や深刻化など、大きな社会問題の要因となっています。青少年の自立する力を育むため、家庭、学校、地域など社会全体で青少年育成体制を整備する必要があります。
- 薬物の乱用は、犯罪の誘発になります。青少年を薬物から守る取り組みが必要です。
- 青少年が健全な日常生活を送ることができるよう、多様な活動の場を提供する青少年関係施設などの有効利用が求められています。
- 児童生徒を巻き込んだ「出会い系サイト」の利用が問題となっていることから、有害なインターネットへの接続を制限する取り組みや地域、学校及び家庭において子どもたちを有害情報から守る取り組みが必要です。
- インターネットなどを利用している若者からの有料サイトの架空請求などに関する相談が依然として多いことから、若者向けの消費者教育が必要です。

施策の方向

- 青少年の健全な育成を図るため、指導、育成、保護等に関する「青少年健全育成指針」に基づき、関係機関や団体等の連携のもと、啓発活動を積極的に展開します。
- 有害な社会環境を浄化するため、娯楽施設やコンビニエンスストアなどの関係業界による自発的な啓発活動を促進するとともに、有害な図書類などを規制します。
- 青少年の薬物乱用の防止のため、正しい知識の普及と教育の充実に努めます。
- 青少年に野外活動や国際交流などの幅広い体験機会を提供するため、青少年関係施設、科学館、公民館等における活動プログラムを充実します。
- 子どもたちの健全な育成を図るため、アダルトサイト等有害情報への接続を遮断するフィルタリングシステムの普及や「出会い系サイト」を利用することの危険性等を広報するとともに、情報モラル教育を推進します。
- 青少年の健全な社会生活への対応を図るため、消費者教育を充実するとともに、若者向けの消費生活に関する各種講座を開催し、賢い消費者としての育成を図ります。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
青少年の育成体制の推進								
青少年健全育成指針の推進	青少年をめぐる今日的な課題に的確に対応し、青少年の健全育成にかかる施策を明確にし、総合的かつ効果的な推進を図る							教・社会教育課
青少年問題協議会の開催	青少年に関する総合施策の樹立のため、青少年行政に係る重要な事項について、調査、審議を行う							教・社会教育課
「山梨の青少年」の作成	青少年の生活やそれを取り巻く状況及び県の取組状況を登載し関係機関に配布(2年に1回)		○		○		○	教・社会教育課
青少年の生活意識調査の実施	県内青少年の意識調査を実施し、青少年の行動の実態と生活意識を把握し施策に活用(5年に1回)				○			教・社会教育課
有害な社会環境の浄化								
有害図書類の規制	・健全育成審査部会の開催 ・有害図書類の指定、撤去命令 ・青少年を取り巻く社会環境調査の実施 ・有害図書類自動販売機、書店等設置場所への立入検査の実施							教・社会教育課
駅前、街頭キャンペーンの実施	青少年健全育成を図るための駅前広報活動や青少年に関わりの深い関係業界との街頭キャンペーンの実施							教・社会教育課
非行防止啓発リーフレット、ステッカーの作成、配布	青少年の非行防止、健全育成、業界自主規制のためのリーフレット、ステッカー等の配布							教・社会教育課
関係業界との連携	青少年と関わりの深い業界と連携し、酒類、たばこ類、有害図書類の自主規制、非行防止パトロールの実施							教・社会教育課
薬物乱用防止への取り組み(再掲)	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の展開							衛生薬務課
薬物乱用防止教室の開催推進(再掲)	学校における薬物乱用防止教室の開催							教・スポーツ健康課
青少年の啓発活動の展開・施設の活用								
青少年健全育成推進大会の開催	健全育成功労者、「家庭の日」等のポスター表彰、講演、研修の実施							教・社会教育課
情報誌「やまなしの青少年」の発行	青少年育成山梨県民会議が行う地域における青少年活動や青少年育成県民運動を広く紹介し、青少年育成ネットワークの充実を図る情報誌「やまなしの青少年」発行への助成							教・社会教育課
「少年の主張」山梨県大会の開催	青少年育成山梨県民会議が行う中学生に社会の一員として自覚を持たせ、現在の考え方を広く一般に訴える場を提供する「少年の主張」山梨県大会への助成							教・社会教育課
青少年関係施設の活用促進	青少年センター、少年自然の家、科学館、青少年自然の里、愛宕山こどもの国における各種事業の実施	○						児童家庭課 教・社会教育課
出会い系サイト対策の推進啓発								
有害インターネットサイトの接続の制限	少年を犯罪被害から守るため、有害なホームページへの接続を遮断するフィルタリングシステムの導入促進							警・少年課
防犯講話等の開催	少年を非行から守るための、非行防止活動や薬物乱用防止教室の開催							警・少年課
学校関係者への説明会の実施	出会い系サイトに関係した少年の犯罪被害を周知するため、校長会、生徒指導研修会での出会い系サイト規制法の概要説明							警・生活安全企画課
ホームページでの広報活動、サイバーボランティアの導入促進	インターネット上で児童に有害な情報を提供している関連事業者に対する警告活動等及びサイトを利用している児童に対する広報啓発活動							警・少年課
情報モラル教育の推進	子どもたちが有害情報等に巻き込まれないための教育の実施							教・義務教育課 教・高校教育課
青少年向けの消費者教育の推進								
「暮らしの教室」の実施	若年層を狙った悪質商法の被害を未然に防ぐため、高校生や大学生を対象に「巣立ち教室」を、新社会人を対象に「新社会人教室」の開催							消費者安全・食育推進課
「教職員研修」の実施	児童生徒による消費者教育のあり方を学んでもらうため、小中高学校の教員を対象に研修会の実施							消費者安全・食育推進課

第5節 仕事と子育てを両立するための支援

就業と結婚・出産・子育てとの二者択一の状況が指摘される中で、仕事と子育てを両立するため、労働条件の改善や雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を推進します。

また、男性の子育てを促すとともに、育児を行う男性労働者が働きやすい職場環境を整えるための取り組みを推進します。

(1) 仕事と生活の調和の推進

現状と課題

- 就業希望がありながら出産を機に仕事をやめるなど、就業と結婚・出産・子育ての二者択一の状況の解消を図るとともに、仕事と生活の調和を推進するため、労働時間の短縮や育児休業取得の推進など育児を行う労働者が働きやすい職場環境づくりについて、事業主の理解を深める取り組みが必要です。
- 産後休暇や育児休業終了後の3歳未満児の保育ニーズに対処するとともに、子育て中または子育てが一段落し、就業を希望する女性の就職支援を図る必要があります。
- 男女共同参画についてあらゆる機会を通じて県民意識の高揚を図り、雇用の分野における均等な機会と待遇を確保することが必要です。

施策の方向

- 育児休業の取得や労働時間の短縮など男女ともに子育てしやすい職場環境の整備や一般事業主行動計画の策定について普及啓発を図り、中小企業における取り組みを推進します。
- 子育て中の女性が安心して働けるよう、3歳未満児を預かる保育所の整備や事業所内保育施設の設置を支援します。また、子育てが一段落した女性の就職支援を図るため、就業を希望する女性の職業訓練を推進します。
- 性別による固定的な役割分担意識や社会慣行を是正するため、県民を対象とした啓発活動を行うとともに、事業主等が自ら先頭に立って男女共同参画を推進してもらう研修など男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを推進します。
- 農業分野において男女が均等な立場で農業経営や社会活動等に参画できるよう、女性の農業経営や社会活動への参画を推進します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
仕事と子育ての両立支援の啓発								
子育てを支援する企業の募集・広報	子育てを応援する企業を募集し、取り組みを紹介							児童家庭課
労働に関する理解の促進								
労働に関する情報の提供	広報誌「やまなし労働」の発行、インターネットによる情報提供							労政雇用課
女性のための働きやすい環境づくり								
通常保育の実施(3歳未満児)(再掲)	保護者の委託を受け、保育に欠ける児童(3歳未満児)の保育を行う保育所への助成							児童家庭課
事業所内保育施設設置事業(再掲)	事業所内に従業員等のために保育施設を設置することへの支援	○	→					労政雇用課
チャレンジマザーの就職支援	子育て中または子育てが一段落した女性の就職支援を図るため、就職を希望する女性を対象とした職業訓練を推進							産業人材課
男女共同参画についての啓発活動								
パートナーシップセミナー	男女が自立し共に輝く社会をつくるため、男性学講座、共生学講座等の開催							県民生活・男女参画課
男女共同参画に関する情報の提供	女性が様々な活動に参画することを可能にするために必要な支援情報をホームページで一元的に提供							県民生活・男女参画課
男女共同参画企業懇話会	懇話会を通じて性別による役割分担意識の改革、女性の活用、ワークライフ・バランスによる働き方の見直しなど企業の取り組みを促進する		→					県民生活・男女参画課
男女共同参画推進月間事業の促進	男女共同参画推進について啓発パンフレットを配布したり、記念講演や育児に関するギャラリー展を開催するなど、男性の育児への参加などを促進する							県民生活・男女参画課
企業における男女共同参画推進セミナー	男女共同参画の取り組みについて、企業の経営者等の指導的な立場にある人が先頭に立って推進するための研修会の開催							県民生活・男女参画課
農村女性の経営参画の推進	・家族経営協定の締結推進 ・女性リーダーの養成							農業技術課

(2) 男性の子育ての促進

現状と課題

○ 男性の家事・育児の分担度合いが高い家庭では、第2子以降の出産意欲が高く、女性の継続就業割合も高くなっています。男性の家事・育児を促すなど、仕事と子育ての両立を推進する必要があります。

施策の方向

- 男性の育児休業の取得や子育てを行う男性が働きやすい職場環境の整備など男女共同参画の取り組みについて事業主を対象とした普及啓発や、中小企業における取り組みの促進を図ります。
- 男性の子育てを促進するために、男性への子育てに関する情報や子どもと一緒に過ごす機会を提供します。
- 男性の家庭教育における役割の重要性を啓発するため、企業、幼稚園、保育所及びその保護者組織などと連携した父親教育のための取り組みを促進します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
男性の子育ての促進								
男女共同参画の促進	仕事と家庭の両立を支援するとともに、企業における女性の登用等を促進するため、企業における男女共同参画を促進	○						県民生活・男女参画課
子育て親育て塾	子育てに関する講座やイベントを男女共同参画推進センターにて開催							県民生活・男女参画課
男女共同参画推進月間事業の促進(再掲)	男女共同参画推進について啓発パンフレットを配布したり、記念講演や育児に関するギャラリー展を開催するなど、男性の育児への参加などを促進する							県民生活・男女参画課
企業における男女共同参画推進セミナー(再掲)	男女共同参画の取り組みについて、企業の経営者等の指導的な立場にある人が先頭に立って推進するための研修会の開催							県民生活・男女参画課
父親が子どもと一緒に過ごす機会の提供の促進(安心子ども基金事業)	安心子ども基金を活用して、NPO等から父親向けの研修や親子参加型イベントの企画を募集し、モデル的に事業を実施する市町村への助成		☆					児童家庭課
家庭教育の推進								
父親を考えるフォーラム(再掲)	父親の家庭教育参加意識の啓発							教・社会教育課
家庭教育手帳の活用促進(再掲)	乳幼児から小中学生までの子育てやしつけを解説したCD-ROMの活用							教・社会教育課

(3) 企業に対する支援

現状と課題

- 中小企業が多い本県では、労働時間の短縮や育児休業取得の推進などの労働条件の改善や子育て中の労働者が働きやすい職場環境づくりについて、取り組みやすくすることが求められています。
- 仕事と子育てを両立するため、企業の実情に応じた事業所内保育施設の設置の促進が必要です。

施策の方向

- 中小企業の事業主による育児休業や短時間勤務制度などの規定の整備や、子育てを行う労働者が働きやすい職場環境を整えるための取り組みを促進します。
- 事業所内保育施設の設置等についての制度の普及や、地域の保育所に預けることが困難な医療従事者のための保育施設の設置を促進します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
中小企業労働施策アドバイザーの設置	企業訪問による巡回労働相談や各種労働施策の普及							労政雇用課
講習会・相談会	育児休業制度等の規定の整備のための講習会・相談会を開催							労政雇用課
事業所内保育施設設置事業	事業所内に従業員等のために保育施設を設置することへの支援	○						労政雇用課
病院内保育施設の設置促進	勤務時間が特殊であることから、地域の保育所の利用が困難な医療従事者のため、病院内において保育施設を設置・運営する事業に対し助成							医務課

第6節 支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組み

すべての子どもたちが家族の愛情や地域における温かい支援のもと、大切に育成される社会をつくりあげていくため、家庭内において最も深刻な問題である児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまで継続的な対応を進めるとともに、ひとり親家庭の自立と障害をもつ子どもの社会参加を促進するなど、支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組みを推進します。

(1) 児童虐待の予防と早期発見

現状と課題

- 近年、核家族化の進行などによる育児不安や生活上のストレス等により、児童虐待が急増していることから、発生予防と早期発見のための積極的な取り組みが必要となっています。
- 育児不安などの悩みに対応するため、妊娠時からの出産・子育て支援の相談機能を充実するとともに、支援を必要とする家庭を的確に把握し、きめ細かな援助ができる体制の整備が求められています。
- 地域の住民や民生・児童委員、保育所や学校等、幅広い関係者（機関）が連携し、虐待から子どもを守る支援体制を確立することが求められています。

施策の方向

- 児童虐待問題に対する県民の理解を深めるため、県の各種広報活動を通して啓発を図るとともに、虐待を発見した場合における通告義務の周知に努めます。
- 母と子を対象とした健康相談などの育児等健康支援活動を促進するとともに、市町村が行う訪問体制の整備など母子保健の充実に向けた取り組みを促進します。
- 乳幼児を持つ家庭にとって負担が大きい出産後間もない時期などに、保健師や子育てOBを派遣する訪問型育児支援を促進します。
- 子育て中の親の育児負担の軽減や孤立化が解消され、安心して子育てに取り組めるよう、気軽に相談ができる地域子育て支援センター等の整備を促進します。
- 乳幼児や児童の身近にいて虐待を早期に発見できる保育所・幼稚園の職員や学校の教職員、民生・児童委員、愛育会会員などが支援のあり方を理解するとともに、適切な対応を行うことができるよう研修会を開催します。
- 児童相談所、市町村、児童家庭支援センター等関係機関の連携強化や市町村における要保護児童対策地域協議会の充実を図り、児童虐待の予防や早期発見、地域における支援の強化を促進します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
児童虐待問題の啓発活動	児童虐待防止のための、新聞・テレビ・ラジオ等による広報啓発							児童家庭課
地域における訪問・相談体制の整備								
妊娠、出産に関する知識の普及(再掲)	母親学級、両親学級を開催する市町村への支援							健康増進課
母子保健情報の提供(再掲)	母子保健ライブラリーの開設による情報の提供							健康増進課
女性健康相談センターの運営(再掲)	女性が健康状態に応じた確に自己管理を行い、女性特有の疾患の予防等のための情報提供等を行い、女性の健康保持増進を図る							健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を対象に保健師等が訪問し、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る	○						健康増進課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行う	○						健康増進課
愛育会への事業委託(家庭の養育力強化事業)	虐待を未然に防ぐために家庭の養育力を育成向上するための支援について、一貫して母と子の健康を守り育てることを目的に活動している愛育会に委託し、実施する							健康増進課
子育て相談総合窓口の設置・運営(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の母親等の育児不安や悩みに関する相談 ・臨床心理士によるカウンセリング ・子育て当事者や子育てサークルへの助言 ・情報提供 ・市町村窓口の支援 ・子育て中の母親等の育児不安や悩みに関する相談 ・臨床心理士によるカウンセリング 							児童家庭課 教・社会教育課
地域子育て支援拠点(児童館型)の設置(再掲)	民営の児童館等において親子が相談・交流できる場の設置促進							児童家庭課
地域子育て支援拠点(センター型)の設置(再掲)	育児不安解消のため相談指導などを行う場の設置促進							児童家庭課
地域子育て支援拠点(ひろば型)の設置(再掲)	子育て中の親子が相談・交流できる場の設置促進							児童家庭課
専門性の強化								
研修会の開催	児童虐待対応の専門性を高めるための市町村担当者研修会及び早期発見、早期通告等のため関係機関(保育所、幼稚園、小中学校、民生委員等)の担当者研修会の開催							児童家庭課
地域支援の促進								
地域連絡会議の運営	児童虐待防止のための管内市町村の指導、研修会の開催							児童家庭課
市町村ネットワークの充実	市町村における要保護児童対策地域協議会の充実を図る							児童家庭課

(2) 虐待を受けた児童の迅速・適切な保護

現状と課題

- 緊急保護児童が増加し、児童相談所の一時保護所をはじめ県内の児童養護施設等は、ほぼ満員の状況にあることから、適切な保護のための体制整備が必要となっています。
- 子どもの心の問題（児童虐待や発達障害など）が複雑・困難化し、児童相談所への相談などの件数が増加していますが、医療・相談体制が整備されていないため、専門医療機関における受診待ちが長期化しています。

施策の方向

- 県内の児童養護施設がほぼ満員の状況にあることから、児童養護施設の整備を促進します。
- 虐待を受けた児童への迅速・適切な保護のため、児童を緊急に保護する一時保護所の充実を図ります
- 児童思春期精神科医療の強化拡充を図るとともに、医療・保健・福祉など関係者の資質向上を図り、心に問題を抱えた児童に適切な医療や相談支援を行います。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
児童養護施設の整備	要保護児童のための児童養護施設の設置促進							児童家庭課
一時保護体制の充実	一時保護所において心理療法士による遊戯療法やカウンセリングを実施							児童家庭課
一時保護所における教職員免許保有指導員の配置	一時保護児童の教育機会の拡大のための学習指導員の配置							児童家庭課
子どもの心の診療支援事業(再掲)	児童思春期精神科医療の強化拡充を図るとともに、心の問題を抱えた児童に適切な医療を提供できる診療・相談支援体制を構築 子どもメンタルクリニックの充実	☆	→					障害福祉課

(3) 社会的養護体制の充実

ア 家庭的養護の推進

現状と課題

- 子どもの個々の状況に応じて、きめ細かなケアを提供するため、里親制度など家庭的な環境の中でケアを行う体制の推進が必要です。
- 里親委託の推進のためには、未委託の登録里親への委託を進めるとともに、新たに登録里親数を増やし、子どもの委託先としての選択肢を増やすことが、重要な課題となっています。
- 委託児童をめぐる困難な問題（被虐待児等の不調、思春期の荒れ等）に関して、里親へのきめ細やかで継続的な支援が必要です。また、支援策の充実と併せ、里親自身の問題解決能力を高めていくことも必要です。
- 社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親委託を推進するため、里親制度に対する県民の理解を深めるとともに、里親支援機関等の地域資源を活用する中で、里親を育成し、支える体制の整備を図ることが重要です。

施策の方向

- 里親制度の普及促進や里親への支援策の充実を図るとともに、小規模住居型児童養育事業の普及啓発や促進、円滑な運営のための支援を行います。
- 里親経験者による講演会や里親制度の説明会など里親制度の周知を図ります。また、里親委託等推進委員会の開催を通して里親委託を推進するとともに、最適な里親への委託に努めます。
- 里親の負担を軽減するための里親援助者の登録や里親からの求めに応じた里親援助者の派遣、里親への相談援助など里親支援の充実を図ります。また、里親研修の充実により里親の資質向上を図ります。
- 里親委託等推進員等で構成する里親委託等推進委員会を設置し、里親委託の円滑な推進を図ります。また、地域における地区里親会の取り組みを促進します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
家庭的養護の推進								
制度の周知及び勧誘活動	小規模住居型児童養育事業の周知や個別説明を実施するなど普及活動の実施							児童家庭課
里親支援策の充実	里親制度の普及促進、里親研修の実施や相談支援等による里親への支援の充実							児童家庭課
小規模住居型児童養育事業の促進	小規模住居型児童養育事業の促進		☆					児童家庭課
小規模住居型児童養育事業の機能強化	事業者に対する研修の実施や訪問指導・援助の実施		☆					児童家庭課
里親委託を推進するための新規里親の開拓								
里親制度の周知、新規里親の開拓	里親経験者による講演会や里親制度の説明会等により新たな里親の開拓を行う							児童家庭課
里親委託の推進	里親委託等推進委員会の開催や子どもとの交流等を通じた最適な里親への委託の推進による里親委託の推進	☆						児童家庭課
里親支援策の充実								
里親援助者の登録・派遣の検討	里親援助者を選定、研修、登録するとともに里親からの求めにより派遣して、生活援助や養育相談など相互援助活動の実施を検討			☆				児童家庭課
児童養護施設等の活用	児童養護施設等により養育に悩んでいる里親への指導・相談援助を行う							児童家庭課
里親研修の充実	基礎研修や認定前研修の内容を充実させ、里親の資質向上を図る	○						児童家庭課
里親支援機関等の地域資源の活用								
里親委託等推進委員会及び推進員の設置	里親委託等推進員の配置及び里親委託等推進委員会の設置による里親委託等の円滑な推進	☆						児童家庭課
里親会の活用	地区里親会の普及啓発活動の促進							児童家庭課

イ 施設機能の見直し

現状と課題

- 被虐待児童の養育においては、医学的な治療も必要なが多く、(児童)精神医学あるいは発達行動小児科学との連携が重要です。また、「重大な問題を抱えている子どもたちに対する治療的なかわり」、「これらの子どもたちの生活の安定」を同時に保障するためにも、専門施設において、より個別かつ専門的なケアが必要であるとともに、複雑・多様化する子どもや家庭をめぐる問題に対処するため、施設においても、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応、子どもや家庭に対するきめ細かな支援が重要です。
- 児童養護施設は、施設形態としてはいわゆる大舎制をとる施設が多く、自我が芽生えてくる中・高校生については、生活の質の向上やプライバシーの確保が喫緊の課題となっています。また、職員との個別な関係を重視したきめ細やかなケアを提供するため、家庭的な環境の中で小規模グループによるケアを行う体制の整備が必要です。

施策の方向

- 「子どもメンタルケアセンター」を整備し、子どもの心の診療、発達障害に関する先進的な医療の実施や子どもの心、発達障害に関する相談支援、通所リハビリ機能等をもつ施設を設置するとともに、情緒障害児短期治療施設の設置促進や児童養護施設における被虐待児のケアの充実を目的とした施設の小規模化、心理療法室・親子生活訓練室等の整備による多機能化を促進します。
- 老朽化した施設の整備にあわせ、特に中・高校生のプライバシーの確保や小規模なグループでのケアなど入所している子どもたちの成長への配慮等を促進します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
専門的なケアが実施できる体制整備								
子どもメンタルケアセンターの設置(再掲)	子どもの心の診療や発達障害に関する最も先進的な医療の実施等を行う機関の設置・相談支援体制の充実			☆				児童家庭課
入所施設における児童のケアへの取り組み	児童養護施設における施設の小規模化、心理療法室・親子生活訓練室等の整備促進							児童家庭課
子どものプライバシー等に配慮した環境の整備								
プライバシー保護のための目標設定指導とその遵守の指導	入所児童全員に向けたプライバシー保護について、施設毎の目標設定及びその遵守を指導する			☆				児童家庭課
施設等のケアの小規模化の促進	地域小規模児童養護施設や児童養護施設への小規模グループケア機能の設置促進等							児童家庭課

ウ 家庭支援機能の強化

現状と課題

- 児童虐待事例をはじめとする複雑な問題を抱える事例に適切に対応していくためには、関係機関・専門職種との連携強化が不可欠です。児童相談所や児童家庭支援センターなどの機能を活かした総合的な連携をいかに形成していくかが課題となっています。
- 虐待防止などの問題において、より地域に近い存在としての児童家庭支援センターの役割が期待されています。児童家庭支援センターの総合相談窓口としての機能整備や関係機関との連携による支援体制づくりが必要です。
- 母子生活支援施設においては、DV被害を受けた母子の入所や精神疾患または心身に障害をもつ母親と子どもなど、困難な生活問題に直面している母子の利用が増加しています。入所者の保護から自立支援に向けた関係機関の総合的な取り組みが必要とされています。

施策の方向

- 児童相談所、市町村、児童家庭支援センター等関係機関の総合的な連携体制の拡充を図ります。
- 児童相談所、市町村、児童家庭支援センター等相談機関の役割を整理し、機能的に連携して支援にあたる体制づくりを推進するとともに、研修などを通じた児童家庭支援センター職員の資質の向上、児童家庭支援センターを設置している施設と児童家庭支援センターとの連携強化を促進します。
- 母子生活支援施設と児童相談所、市町村、女性相談所等関係機関との連携体制の構築を図ります。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
児童相談所、市町村、児童家庭支援センター等関係機関の連携体制の構築								
連携体制の構築	児童相談所、市町村、児童家庭支援センター等関係機関の担当者レベルの会議による問題点を洗い出し、その対応策をまとめるとともに、各機関の役割分担と会合を開く場合のルール等を定め、構築された連携体制に基づいた業務執行、その内容の検証・修正を行う		☆					児童家庭課
児童家庭支援センターの活用								
支援のための体制づくり	相談機関を三層に位置付け、役割を整理し機能的に連携して支援にあたる体制づくりを推進							児童家庭課
既存施設の機能強化	研修などを通じた児童家庭支援センター職員の資質の向上、本体施設との連携強化の取り組みの促進							児童家庭課
母子生活支援施設と関係機関との連携体制の構築								
利用実態の把握	母子生活支援施設の利用実態を把握し、問題点の洗い出し							児童家庭課
連携体制の構築	児童相談所、市町村、女性相談所等関係機関の会議を設置するなど、母子生活支援施設と関係機関の連携体制の構築							児童家庭課

エ 子どもの権利擁護の強化

現状と課題

- 被措置児童虐待に適切に対応するためには、関係機関の職員が児童虐待への認識を共有し、各機関が組織的に対応することが重要です。
- 現状では、施設や里親の入所児童へのサービス内容について、定期的に評価を行う体制が整備されていないことなどから、第三者評価の受審を促進する必要があります。

施策の方向

- 被措置児童が自らの権利や施設等での必要なルールについて理解できるようにするとともに、入所施設を地域や外部に開き、閉鎖性をなくすことにより、被措置児童に対し、より質の高い支援ができる体制づくりを促進します。
- 被措置児童虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに、組織運営体制に関して必要な検証を行うなど、児童に係わる福祉・保健・医療・教育・警察・司法などの関係機関（者）が、それぞれに被措置児童虐待に適切に対応できる体制づくりを促進します。
- 第三者評価による福祉サービスの向上を目指すため、評価基準、評価項目の策定や受審の促進を図るとともに、検証・指導を進めます。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課	
		H21	H22	H23	H24	H25	H26		
被措置児童虐待対策業務の実施									
子どもたちへの大切なお知らせの配付	被措置児童虐待の通報の仕方について、施設・里親のもとにいる児童への周知を図る		☆						児童家庭課
事業の検証	被措置児童虐待対応ガイドラインに基づく事業の検証、ガイドラインの改訂		☆	→					児童家庭課
組織連携の強化	被措置児童虐待に関する関係機関の連携強化のための会議の開催		☆	→					児童家庭課
施設等における第三者評価の受審促進									
受審へ向けた準備、受審	第三者評価機関による施設評価を行う上での評価基準、評価項目の策定、受審の促進		☆	☆				☆	児童家庭課
評価結果に基づく改善	評価結果に基づく改善の検証・指導		☆	→					児童家庭課

(4) 児童の自立支援

現状と課題

- 社会的養護を必要とする子どもの中には、虐待を受けるなど、よりきめ細かな支援を必要とする子どもが増加しており、こうした子どもたちが直ちに社会的に自立することは困難となっています。
- 里親委託を終了した子どもや児童福祉施設を退所した子どもの自立を促していくためには、生活拠点の確保と就労支援が重要であり、施設退所後の当分の間や求職期間中の生活を支えることが可能な実効のある施設の設置が求められています。
- 虐待を受け、心的外傷を抱える児童が増える中で、自らが親となった時に自分の子どもに虐待を繰り返す世代間連鎖の問題が指摘されていることから、心のケアを充実していくことが必要です。
- 専門家による指導や援助などを通じて、心身の健全な発達を促し、将来、自分が親になったときに良好な家族関係を築けるよう、支援する取り組みが求められています。
- 施設退所後の児童の自立など、子どもはもとより親も含めた家族への支援が必要です。
- 退所児童には頼れる大人がおらず、問題に直面したとき、行き詰まってしまい、社会から孤立するケースが多く見受けられます。

施策の方向

- 児童養護施設を退所した後の受け皿として重要な児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の制度の内容などの情報提供や事業の周知を図り、自立援助ホームの整備を促進します。
- 子どもの健全な発達を支援していくため、児童相談所の児童精神科医による診察や心のケア、心理療法などを充実します。
- 虐待が発生した家庭において、親子が健全な家庭生活を築いていけるよう、親子養育訓練事業等を推進します。
- 虐待を行った親が自らの行為を振り返り再発を防止できるよう、個別の支援計画を策定しカウンセリングを行うなど、一人ひとりのニーズに応じた支援体制の確立を図ります。
- 入所中における学習指導などの充実、退所後の家庭や職場への訪問指導などにより、家庭の養育力の向上及び児童の自立を図ります。
- 施設を退所した者が、就労や生活に関して気軽に相談できる体制を整備するなど、地域生活を支援します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
専門的なケアが実施できる体制の整備								
制度の周知及び勧誘活動	児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)について、積極的に普及啓発を図る							児童家庭課
事業者の選定等	現地訪問や相談指導を行う中で事業者の選定等を行う							児童家庭課
自立援助ホームの設置	自立援助ホームの設置促進	○						児童家庭課
児童の心のケアの強化								
児童の心のケア	児童相談所に児童精神科医を配置し、児童の心のケアを進める							児童家庭課
親子養育訓練事業の実施	虐待等を行った親子を対象に通所(宿泊)での養育訓練事業を実施することにより、家庭における養育機能の再生・強化や親子関係の改善を図る							児童家庭課
親への指導・支援	児童相談所に親のカウンセリングのための児童精神科医の配置							児童家庭課
ペアレントトレーニングの実施	子どもとのかかわり方やほめ方等を学び、子育てに役立てる							健康増進課
親子の心の相談室	精神保健福祉センターにおけるカウンセリング							精神福祉保健センター
児童や家庭への支援								
退所後の自立指導	退所後の自立指導のため施設職員による家庭や職場への訪問指導							児童家庭課
精神的不安を抱える子どもへの支援	・メンタルフレンドの派遣 ・マザーズホームの開催 ・ひきこもり児童への通所指導							児童家庭課
施設退所者等が集える環境の整備の検討	施設退所者が気軽に集うことができる場などの検討							児童家庭課

(5) ひとり親家庭への支援

現状と課題

- 離婚件数の増加に伴い、ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）が増加しています。特に母子家庭の母は、就業情報や経験の不足などから十分な準備がないまま就業することにより、生計を支えるための十分な収入を得ることができないことが多い状況にあります。
- ひとり親家庭における親の自立促進のため、就業支援や託児サービスの提供等、生活全般にわたる支援を行う必要があります。

施策の方向

- 子育てや生活に関する支援、就労や経済的自立に関する支援など、ひとり親家庭等に対する様々な施策を総合的・計画的に展開するひとり親家庭等自立促進計画を推進します。
- ひとり親家庭における親の経済的な自立を促進するため、母子自立支援員を配置したり、就業・自立支援センターにおける生活実態や職業適性、就業経験などに応じた職業相談や就業情報の収集・提供に努めます。
- 疾病などにより一時的な保育・介護のサービスが必要な場合や日常生活に支障が生じた場合などに、家事援助や保育支援を行う家庭生活支援員を派遣します。
- 就業経験に乏しい母子家庭の母の就業的自立を促すため、職業訓練の場を提供したり、ひとり親が職業訓練を受ける際の託児サービスを実施します。
- ひとり親家庭の親子等の健康を保持・増進するため、入院・通院に必要な医療費などに対して助成し、経済的負担の軽減を図ります。
- ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を促進するため、児童扶養手当を支給します。
- 母子家庭等の生活の安定と経済的自立を支援するため、手当・給付金の支給や必要な資金の貸付を行います。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
ひとり親家庭等自立促進計画の推進	自立促進のための施策・事業をまとめた計画の見直し・推進	→	○					児童家庭課
母子自立支援員の配置	各保健福祉事務所に母子自立支援員を配置							児童家庭課
就業・自立支援センターによる支援	ひとり親家庭の親を対象とした就業相談や就業に必要な情報の収集、提供							児童家庭課
日常生活支援事業	ひとり親家庭に対し一時的な家事援助や保育支援のための家庭生活支援員の派遣							児童家庭課
母子家庭の母に対する職業訓練	就労経験に乏しい母子家庭の母の職業的自立を促すための職業訓練							産業人材課
ひとり親家庭職業訓練時託児サービス	ひとり親が職業訓練を受ける際の託児サービスの実施		☆					児童家庭課
ひとり親家庭医療費の助成	ひとり親家庭の医療費への支援を行う市町村への助成							児童家庭課
児童扶養手当	ひとり親家庭において児童育成のための経済的支援が必要な者に支給	→	○					児童家庭課
自立支援給付金	母子家庭の生活の安定と経済的自立を支援するため支給							児童家庭課
福祉資金の貸付	母子家庭・寡婦に対する必要な資金の貸付	○						児童家庭課
職業訓練手当	就職に必要な職業能力開発に取り組む母子家庭の母のうち経済的支援が必要な者に支給							産業人材課
ひとり親家庭小中学校入学支度金	小・中学校に入進学する児童を育てているひとり親家庭に支度金を給付							児童家庭課

(6) 障害児等への支援・特別支援教育の充実

現状と課題

- 障害をもつ子どもに対する保育ニーズは高まっており、これに対応した施設整備や保育サービスの提供が求められています。
- 障害をもつ子どもが、地域でいきいきと暮らしていけるよう、地域生活への意識の高まりなどに対応するサービス供給体制の充実が求められます。
- 子どもの心の問題（児童虐待や発達障害など）が複雑・困難化し、児童相談所への相談などの件数が増加していますが、医療相談体制が整備されていないため、専門医療機関における受診待ちが長期化しています。
- 近年、増加傾向にある発達障害に対して、相談・助言をはじめ、早期発見と診断、治療・教育支援、地域生活支援、就労支援等、幼児期から成年に至るまでの支援体制を整備することが求められています。
- ノーマライゼーションの理念が社会に広がる中、障害をもつ子ども一人ひとりのニーズを把握し、必要な支援を行い、自立と社会参加に向けた教育の更なる充実を図ることが必要です。

施策の方向

- 障害をもつ子どもを地域の保育所や幼稚園において受け入れるための体制の整備充実を支援します。
- 放課後児童クラブへの障害をもつ子どもの受け入れを促進することで、放課後の生活の充実を図ります。
- 障害をもつ子どもに通園の場を設け、集団生活への適応訓練などを行う目的で設置される児童デイサービス事業について、設置の促進を図ります。
- 医療的ケアが必要な重症心身障害児（者）の短期入所サービスの確保に努めます。
- 児童思春期精神科医療の強化拡充を行うとともに、医療・保健・福祉など関係者の資質向上を図り、連携して心に問題を抱えた児童に適切な医療や相談支援を行います。
- 発達障害児のための支援方法等を開発し、より身近な市町村においてライフステージに応じた支援体制を構築します。
- 特別支援教育の今後の方向性を示した「やまなし特別支援教育プラン（仮称）」を策定し、障害に対応した豊かな学びの場を提供するとともに、児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援します。
- 障害をもつすべての子ども一人ひとりのニーズに応じた適切な教育を実施するため、教職員の専門性の向上を図り、保健・福祉・労働等の関係機関との連携の強化を図るとともに、障害をもつ人と障害をもたない人との相互理解を促進するため、特別支援学校と小・中・高等学校及び地域の方々との交流活動を充実します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
障害児の受け入れ促進								
幼稚園における心身障害児の就園の促進	障害児を受け入れている私立幼稚園への助成							私学文書課
保育所等の障害児受け入れに係る施設整備への支援	障害児の受け入れに係る設備整備への助成							児童家庭課
障害児への放課後支援	障害児を放課後児童クラブに受け入れる市町村への助成							児童家庭課
障害児の発達支援								
障害児への居宅介護支援(ホームヘルプサービス)	障害児介護の軽減のため、居宅の障害児の入浴や移動等の介護							障害福祉課
障害児の発達を支援(デイサービス)	障害児の発達を促すため、通園になじむ障害児に基本的な生活動作の習得や集団生活への適応訓練							障害福祉課
重症心身障害児を抱える家庭への支援	在宅の重症心身障害児(者)が通園によって日常生活動作等の必要な療育を受けるとともに、家庭における療育技術の習得							障害福祉課
障害児を抱える家庭への支援(ショートステイ)	障害児介護の軽減のため、保護者が疾病や介護疲れ等により、一時的に障害児が施設等を短期間利用							障害福祉課
発達障害児等への支援								
発達障害者コンサルタント養成・派遣事業	発達障害に関する相談や助言を行うため、保育所や幼稚園へ地域療育支援コーディネーターを含むチームを派遣等							障害福祉課
発達障害者支援体制整備事業	発達障害児のための支援方法等を開発し、市町村における支援体制を構築	○						障害福祉課
特別支援教育の充実								
特別支援教育体制の整備	・山梨県特別支援教育振興審議会の開催 ・やまなし特別支援教育プラン(仮称)の策定		☆	→				教・新しい学校づくり推進室
特別支援教育の推進	・特別支援教育担当職員研修の実施 ・山梨県特別支援教育総合推進事業の実施 ・交流及び共同学習推進事業の実施		☆	→				教・新しい学校づくり推進室

第7節 子育てを安全・安心にできる環境づくり

妊婦や乳幼児を連れた人の安全を確保し安心して生活できるように、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、歩道のフラット化や公共施設や公共交通機関などのバリアフリー化を図り、子育てにやさしい環境づくりを推進します。

また、地域や学校における安全活動など地域ぐるみの防犯活動を支援し、安全・安心なまちづくりを推進するとともに、子どもの交通安全のための普及啓発及び交通安全教育を推進します。

(1) 子育てにやさしい環境づくり

現状と課題

- 子育てにやさしい環境づくりは、施設の整備だけでなく、周囲の人たちが温かい目で見守る取り組みが必要です。
- 妊婦や乳幼児を連れた人が、外出しやすい環境づくりが必要であり、公共施設や公共交通機関などを快適に利用できる環境の整備が求められています。
- 子育て家庭から、子育てに配慮し、ゆったりとした居住環境を持つ公営住宅等の整備が求められています。

施策の方向

- 子育てにやさしい環境づくりに対する県民の認識や理解を深めていくための啓発活動に取り組みます。
- 妊婦や乳幼児を連れた人が、公共施設や公共交通機関などを快適に利用できるバリアフリー化を推進するため、事業者や管理者と連携した取り組みを推進します。
- 市町村が行う身近な公園の整備を啓発します。
- 公営住宅の整備については、子育てに配慮した居住環境の確保や、多子世帯などの優先入居を推進します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
子育てにやさしい環境づくりに理解を深めるための広報活動	子育ては、子育て家庭だけでなく社会全体で取り組むことの重要性を啓発							児童家庭課
公共施設・公共交通機関のバリアフリー化								
歩道のフラット化を進める事業	子ども等交通弱者が安心して通行できるよう歩道のフラット化などの整備							道路管理課
鉄道駅のバリアフリー化	妊婦や乳幼児を連れた人をはじめ、誰もが安全で快適に鉄道駅を利用できるようにするための駅の設備整備への助成							リニア交通課
乗合バスのバリアフリー化	妊婦や乳幼児を連れた人をはじめ、誰もが安全で快適に乗合バスを利用できるようにするためのノンステップバス等導入への助成							リニア交通課
快適でうるおいのある公共施設等の整備								
市町村振興資金	市町村が行う少子化対策に関する施設整備等のための経費に対する融資							市町村課
河川空間の整備	子どもたちが自然とのふれあう機会を増進するための河川空間整備							治水課
市町村公園緑地整備の啓発	市町村が行う子ども連れにやさしい公園の整備を推進							都市計画課
質の高い住宅の提供								
子育てに配慮した公営住宅の整備	個人のプライバシー、家族の団らん等に配慮した適正な広さをもつ住宅の整備							建築住宅課
多子世帯の優先入居の推進	公営住宅における多子世帯等の優先入居の推進							建築住宅課

(2) 安全・安心なまちづくり推進体制の整備

現状と課題

- 本県の刑法犯認知件数は、平成14年以降減少してきましたが、近年の社会経済情勢の変化により窃盗犯等が増え、再び増加の傾向が見られます。これらの犯罪の未然防止のため、地域ぐるみで防犯活動を推進し、安全・安心なまちづくりを進める必要があります。
- 地域における連帯感の希薄化が進むとともに、コミュニティ活動も次第に活力を失いつつあり、地域社会がかつて持っていた「人の目」による犯罪抑止機能も低下してきていることから、地域における関係団体等の連携した取り組みが必要です。
- 通学路における児童生徒を狙った犯罪が後を断たないことなどから、学校内での凶悪犯罪を想定し、学校が家庭や地域の関係団体と連携した安全管理に対する取り組みを継続的に行う必要があります。

施策の方向

- 安全が確保され、安心して暮らすことができるまちづくりを総合的に推進するため安全・安心なまちづくり推進会議等の開催や安全・安心なまちづくりのための普及啓発を図ります。
- 子どもが危険な目に遭ったときの緊急避難場所である「子ども110番の家」等の設置の促進や、地域ぐるみで子どもを犯罪から守るため、犯罪に関する情報提供や自治会・PTA・防犯ボランティアなどが連携した取り組みを推進します。
- 学校、家庭、地域が連携し、子どもの犯罪被害を防止するために、子どもの地域安全マップの作成支援、スクールガードの養成、学校独自の安全管理に関するマニュアルの作成とそれを活用した定期的な訓練の実施など、学校における安全対策を推進します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
安全・安心なまちづくり推進体制の整備								
安全・安心なまちづくり推進会議の開催	山梨県安全・安心なまちづくり基本方針に基づき、推進会議を設置し、安全・安心なまちづくりの普及啓発を進める							県民生活・男女参画課
安全・安心なまちづくり推進大会の開催	県民一人ひとりの防犯意識の高揚と、地域の自主的な防犯活動の推進を図るために県民大会を開催							県民生活・男女参画課
安全・安心なまちづくりの普及								
広報・啓発	リーフレットの配布やホームページの活用、キャンペーン等による安全・安心なまちづくりの普及							県民生活・男女参画課
地域安全活動の強化								
「声かけ、あいさつ運動」の推進	地域社会の連携感を強め、思いやりの心を醸成することを期するとともに、豊かな人間関係を育む明るく住みよい社会づくりを進めるため「声かけ、あいさつ運動」を推進							県民生活・男女参画課
地域住民・ボランティアとの協働	子どもの通学路等における安全を確保するための地域住民・防犯ボランティアとの協働による防犯パトロール、広報及び青色防犯パトロール促進事業							県民生活・男女参画課 警・生活安全企画課
防犯講習の開催	不審者侵入事案、声かけ事案等に対する対応要領、知識を習得し、子どもが犯罪被害に遭わないための防犯講習							県民生活・男女参画課
「子ども110番の家」	「子ども110番の家」と学校、地域の連携の推進							警・生活安全企画課
青色防犯パトロール	一定の要件のもと、自主防犯パトロールに用いる自動車に青色回転灯を装着することを認め、自動車による自主防犯パトロールを行う							警・生活安全企画課
犯罪等に対する情報提供	子どもが被害者となる犯罪防止のため、犯罪手口等の情報を提供							警・生活安全企画課
学校における安全活動の強化								
公立学校危機管理マニュアルの作成	児童生徒の安全を確保するための公立学校における危機管理マニュアル作成の促進							教・スポーツ健康課
地域ぐるみの学校安全体制の整備推進	地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備 ・スクールガードリーダーの委嘱 ・スクールガードの養成							教・スポーツ健康課
私立学校の安全対策	園児、生徒の安全を確保するための私立学校における設備等の安全対策への支援							私学文書課
スクールサポーターの配置	学校等で実施する非行防止・犯罪防止教育等を支援する「スクールサポーター」を警察署に配置							警・少年課
地域安全マップの作成	各警察署管内ごとに、事件や事故が起こるかもしれないと不安に感じる場所や危険な場所などの情報を地図に表す							警・生活安全企画課

(3) 交通安全の推進

現状と課題

- 交通安全思想の普及・啓発や体系的な交通安全教育の実施、道路交通環境の整備などにより、交通安全をなお一層推進する必要があります。

施策の方向

- 交通安全思想の普及啓発を図るため、関係機関や団体で構成する推進協議会により、各種交通安全運動などの実施や子どもへの交通安全教育などを総合的に推進します。
- 安全意識の普及啓発を図るため、子どもの年齢や発達段階に応じた印象に残る交通安全教育を推進します。
- 交通事故を防止するための防護柵や道路照明など、歩行者や自転車の安全性を確保するための交通安全施設の整備を進めます。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
各種交通安全運動等の実施	交通安全思想の普及徹底を図るための活動							県民生活・男女参画課
交通安全意識の啓発								
交通安全教室	さちかぜ号による啓発							警・交通企画課
交通安全施設等の整備								
道路標識・信号機などの整備	道路標識、信号機などの各種交通安全施設の整備							警・交通規制課
「あんしん歩行エリア」の整備	エリアの指定や交通安全施設等の整備							警・交通規制課

第8節 数値目標等

1 数値目標

	目標	具体的目標	数値目標			担当課
			単位	H21 実績見込	H26 目標	
第1節 地域における子育ての支援						
1	保護者の緊急的な保育ニーズに対応するため、一時的に児童を預かる保育所等を増やします。	一時預かりを実施する事業所等の数	か所数	110	117	児童家庭課
2	病氣中又は病氣の回復期にある児童を一時的に預かる保育所等を増やします。	病児・病後児保育(病児対応型・病後児対応型)を実施する保育所等の数	か所数	6	13	児童家庭課
3	保育中に体調不良となった児童に対して緊急的な対応ができる保育所を増やします。	病児・病後児保育(体調不良児対応型)を実施する保育所等の数	か所数	12	20	児童家庭課
4	一時的に家庭での養育が困難になった児童を養育する児童養護施設等を増やします。	短期養育(ショートステイ)を実施する児童養護施設等の数	か所数	1	2	児童家庭課
5	小学校児童を対象に放課後の適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブを増やします。	放課後児童クラブの実施クラブ数・利用人数	か所数	189	224	児童家庭課
			人数	8190人 (34%)	8231人 (38%)	
6	学校の余裕教室などを活用し、放課後に勉強や地域住民との交流などを行う放課後子ども教室を増やします。	放課後子どもプラン推進事業の実施か所数	か所数	42	47	教・社会教育課
7	地域で会員同士が育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターを増やします。	ファミリー・サポート・センターの設置か所数	か所数	14	19	児童家庭課
8	子育て中の親子の交流の場、子育て関連情報の提供などを行う地域子育て支援拠点を増やします。	地域子育て支援拠点(児童館型)の設置か所数	か所数	0	13	児童家庭課
9		地域子育て支援拠点(センター型)の設置か所数	か所数	39	43	児童家庭課
10		地域子育て支援拠点(ひろば型)の設置か所数	か所数	19	33	児童家庭課
11	地域の家庭支援・子育て支援のリーダーとして活用できる人材を増やします。(H22～H24)	子育て支援リーダー養成事業による養成人数	人数	—	120	教・社会教育課
12	やまなし子育てネット(山梨県子育て支援ホームページ)へのアクセス件数の増加を図ります。	やまなし子育てネットへのアクセス件数	アクセス件数	175,548	264,000	児童家庭課
13	地域の遊び場であり、活動拠点である児童館等を増やします。	児童館の設置か所数	か所数	64	70	児童家庭課
第2節 保育サービスの充実						
14	今後増加が予想される3歳未満児の通常保育への受入を増やします。	3歳未満児の通常保育在籍児童数	人数	6074 (29%)	6699 (36%)	児童家庭課
15	1日11時間を超えて保育を行う保育所を増やします。	延長保育を実施する保育所等の数	か所数	136	172	児童家庭課
16	2時間以上預かり保育を行う幼稚園を増やします。	預かり保育を実施する幼稚園の数	か所数	59	61	私学文書課

	目標	具体的目標	数値目標			担当課
			単位	H21 実績見込	H26 目標	
17	概ね夜10時まで保育を行う保育所を増やします。	夜間保育を実施する保育所の数	か所数	1	2	児童家庭課
18	休日に保育を行う保育所を増やします。	休日保育を実施する保育所の数	か所数	5	14	児童家庭課
19	一週間のうち特定の日時だけ保育を行う保育所を増やします。	特定保育を実施する保育所の数	か所数	2	8	児童家庭課
20	子どもの教育・保育・子育て支援を総合的に提供する認定こども園を増やします。	認定こども園を実施する施設の数	か所数	1	5	児童家庭課
21	幼稚園教諭や保育士等を対象とした研修会への参加者数を増やします。	幼稚園教諭、保育士等を対象とした研修会への参加人数	人数	3,500	3,700	児童家庭課
第3節 親と子の健康の確保及び増進						
22	妊娠満22週以降、生後1週未満の胎児・新生児の死亡割合(周産期死亡率)の低下を図ります。	周産期死亡率	率(%)	3.2	3.0	医務課
第4節 子どもたちを取り巻く教育環境の充実						
23	高校生を対象とした勤労観や職業観を育成するための講演会への参加者数を増やします。	高校生インターンシップ推進事業における講演会参加人数	人数	1,975	2,000	教・高校教育課
24	各分野に優れた知識や技能を持つ社会人を活用した取り組みを行う小中学校を増やします。	いきいき教育地域人材活用推進事業の県内全小中学校に対する活用校の割合	率(%)	65	75	教・義務教育課
25	道徳教育を推進するための実践研究を行う学校数を増やします。	豊かな心をはぐむ「やまなし」心づくり推進事業における研究指定校の数	校数	—	10	教・義務教育課
26	父親の家庭教育参加の促進を図るため開催されるフォーラムへの参加人数を増やします。	フォーラム参加人数	参加者数	1,500	1,750	教・社会教育課
第5節 仕事と子育てを両立するための支援						
27	県のホームページで紹介する子育て支援をする企業を増やします。	子育てを支援する企業の募集・応援(子育て応援企業数)	企業数	90	115	児童家庭課
第6節 支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組み						
28	乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村を増やします。	乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村数	か所数	16	27	健康増進課
29	養育支援訪問事業の実施市町村を増やします。	養育支援訪問事業実施市町村数	か所数	15	27	健康増進課
30	6人定員の小規模型養護施設を増やします。	地域小規模児童養護施設の設置数	か所数	2	7	児童家庭課
31	里親登録世帯数を増やします。	里親の認定登録世帯数・里親に委託されている割合	世帯	115	145	児童家庭課
			里親委託率	24%	26%	
第7節 子育てを安全・安心にできる環境づくり						
32	ノンステップバス等の導入率を上げます。	ノンステップバス等の導入率	率(%)	27	38	リニア交通課

「子ども・子育てビジョン」の数値目標と本県の状況 《参考》

① 平日昼間の保育サービス(認可保育所)

	H21年10月現在	H26年度 目標
3歳未満児 (山梨県)	29%	36%
3歳未満児 (全国※)	24%	35%

② 放課後児童クラブ

	H21年10月現在	H26年度 目標
利用児童 (山梨県)	34%	38%
利用児童 (全国※)	21%	32%

③ 里親に委託されている割合

	H22年2月現在	H26年度 目標
里親委託率 (山梨県)	24%	26%
里親委託率 (全国※)	10%	16%

※全国の数値は、子ども・子育てビジョンの目標数値

2 利用者の視点に立った指標

	評価指標
支援サービスの認知度	子育て支援サービスの周知状況の把握(アンケート調査) ・支援内容の認知度 ・支援目的の理解度
支援サービスの利用度	子育て支援サービスの利用状況の把握(アンケート調査) ・支援の利用度
支援サービスの達成度	子育て支援サービス利用者の満足度等の把握(アンケート調査) ・地域のサービス・施設が利用しやすいと感じる割合 ・地域の中での子育てに満足している割合 ・地域の子育て支援サービスなどの情報が得やすいと感じる割合 ・母子保健施策と地域の子育て支援サービスの連携が行われているか ・保育サービスが利用しやすいと感じる割合 ・子育てについて気軽に相談できる人がいる割合 ・地域における子育て支援活動に参画する割合 ・地域の活動拠点(児童館等)が利用しやすいと感じる割合 ・就学前保育から放課後児童クラブへの移行に支障が無いと感じる割合

※ アンケート調査は、毎年、やまなし子育てネット(リニューアル後)において実施し、成果の達成段階を把握し、改善方策の検討に活かしていく。

詳細な調査については、計画期間の中間年次(平成24年度)において、市町村調査も実施する中で、認知度、利用度、達成度、それぞれの実績を基に、成果の達成段階を把握し、改善方策を検討する。

第3章 重点プロジェクト

重点プロジェクト1 みんなで明るく0歳から3歳子育て推進プロジェクト

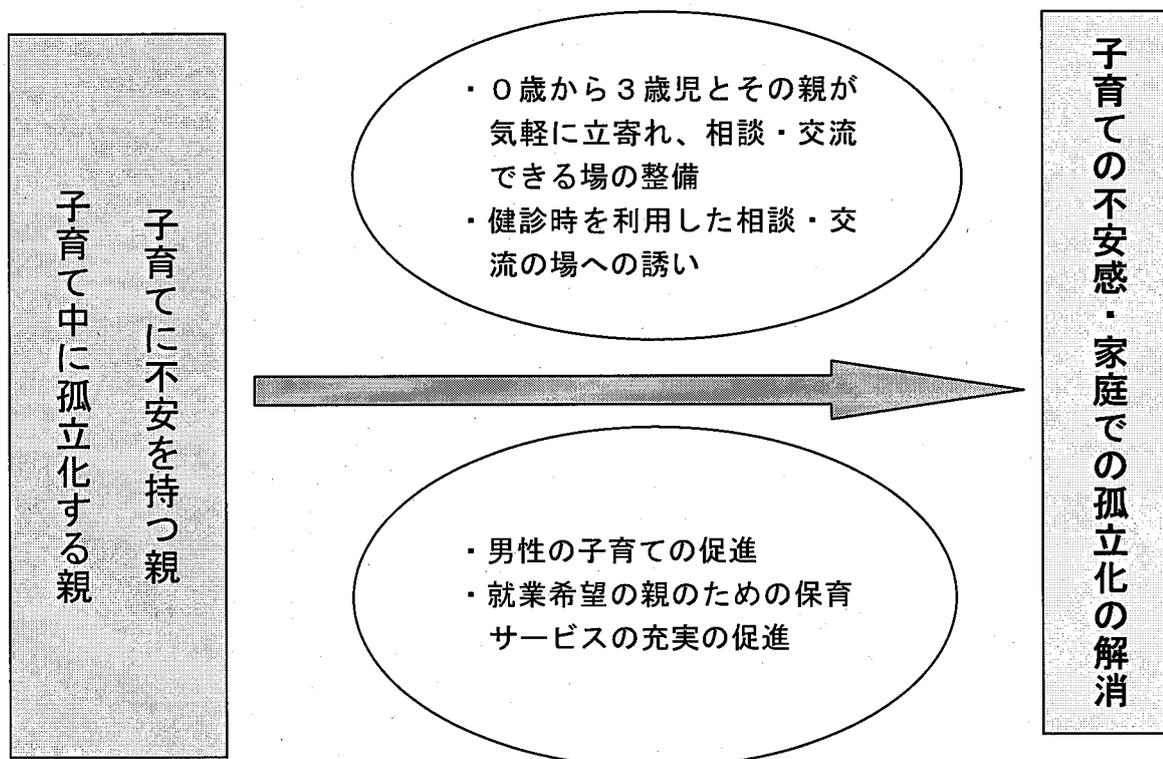
【プロジェクトの目的】

家庭において0歳から3歳児の子育てをしている親は公的支援が受けづらく、核家族化の進行により家庭内に相談相手がない現状から、子育てへの不安感を募らせたり、孤独感を強く感じている人もいます。このことは、増加する児童虐待等の要因の一つともなっており、家庭から親同士の交流の場等へ導き出す取り組みが必要となっています。

このため、0歳から3歳児の子育てをしている親が気軽に足を運べる施設の充実や健診の場を活用した家庭への引きこもり解消のための取り組みなどを推進します。

男性も子育ての主役であることをしっかりと自覚し、積極的に子育てをすることも、家庭における子育てへの不安感・孤独感の解消に必要です。また、3歳未満児保育を利用し就業する親も年々増加してきており、就業希望を持つ子育て中の親が、希望どおり仕事と子育てを両立できるようにするためにも、保育サービスの充実が欠かせません。

このため、男性の子育てを促進するとともに、就業を希望する親を支援するための未満児保育や延長保育、一時預かり事業など保育サービスの充実を促進します。



【プロジェクトの展開方法】

1 親子の交流を図り、子育ての喜びを感じられる場の整備推進

0歳から3歳児とその親が、気軽に立ち寄れるショッピングセンターなどを利用した子育て広場を設置するなど、乳幼児をもつ家庭での子育ての不安感や孤立化の解消を推進します。

- [関連事業]
- ・ 地域子育て支援拠点事業の促進
 - ・ 子育てハーモニーひろば事業の推進

2 健診等の場を活用した取り組みの促進

生後4か月の子どもをもつ家庭を訪問したり、1歳6か月健診や3歳健診の場を利用して、地域情報が満載の子育て情報を手渡しで提供することなどを通して、乳幼児をもつ家庭での子育て不安感や孤立化の解消を促進します。

- [関連事業]
- ・ 乳児全戸家庭訪問事業の促進
 - ・ 地域密着子育て情報の提供の促進

3 男性の子育ての促進

男性の子育てを促進するために、子育てにおける男性が果たすべき役割に関する情報提供や父親が子どもと一緒に過ごす機会の提供を促進します。

父親の家庭教育における役割の重要性を啓発するため、企業や幼稚園・保育所及びその保護者組織等と連携した取り組みを推進します。

- [関連事業]
- ・ 父親が子どもと一緒に過ごす機会の提供の促進
 - ・ 父親の子育て情報の提供
 - ・ 父親を考えるフォーラムの開催

4 保育サービスの充実の促進

保護者の就労形態の多様化などに対応し、働く親の子育て負担の軽減を図るため、今後も増加が予想される3歳未満児保育や幼稚園における預かり保育を促進します。

多様化する保育ニーズに対応するため、1日11時間を超えて保育所を開所する延長保育をはじめ、概ね夜10時まで保育所を開所する夜間保育や家庭で保育することが一時的に困難になった乳幼児を預かる一時預かり事業など多様な保育サービスの充実を促進します。

- [関連事業]
- ・ 3歳未満児保育の促進
 - ・ 延長保育、幼稚園における預かり保育、夜間保育等の促進
 - ・ 一時預かり事業の促進
 - ・ 認定こども園の設置の促進

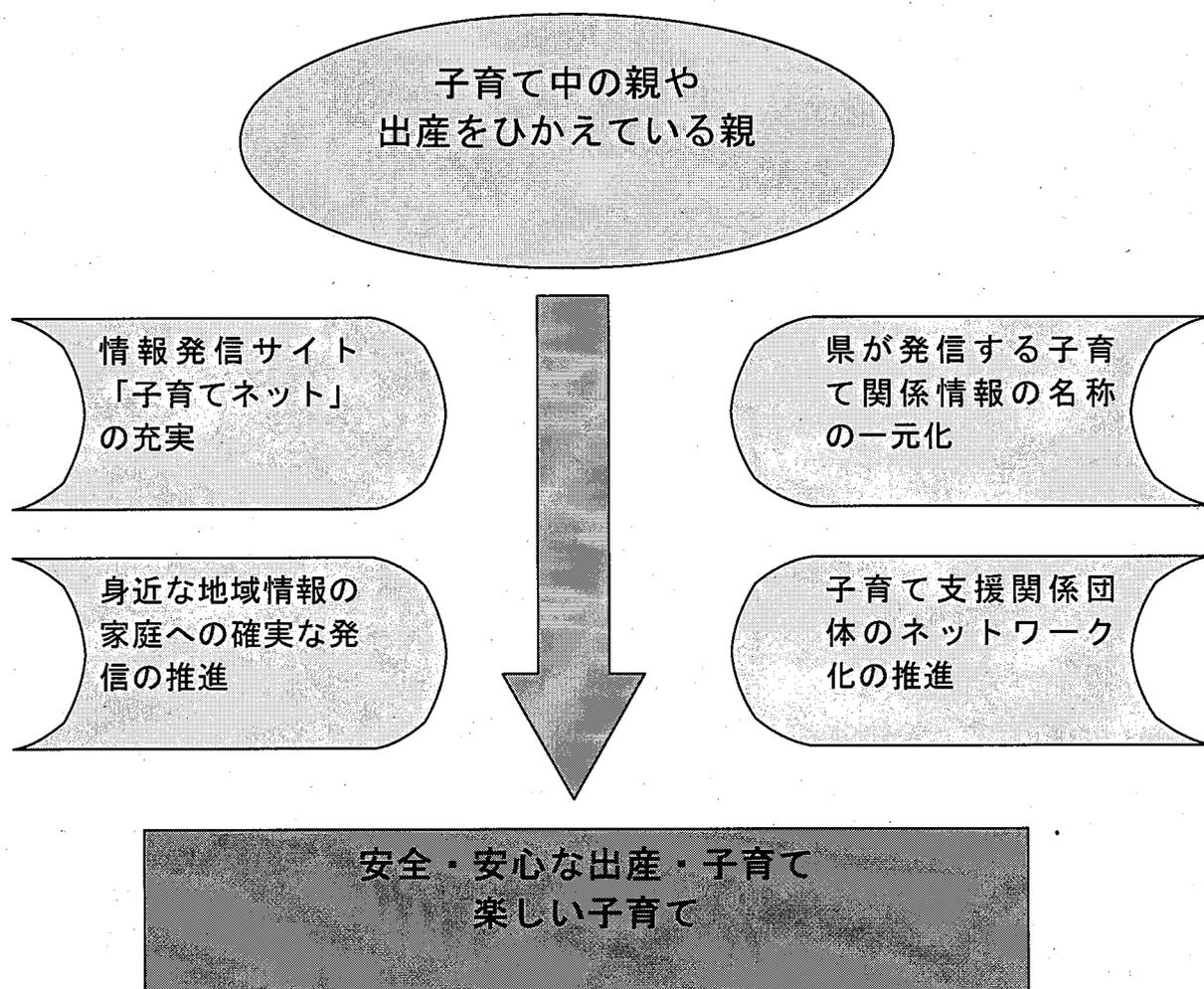
重点プロジェクト2 届け！安心子育て情報発信プロジェクト

【プロジェクトの目的】

出産や子育てに関する不安感を払拭するためには、出産や子育てに関する情報を必要としている人に確実に届けることが必要です。しかし、自ら情報収集をしようとするしない親や家庭に引きこもり気味な親へ必要な情報を確実に届けることは非常に難しいものがあります。

出産や子育てに関する必要な情報を必要としている人に届けるためには、相談窓口を設け情報を提供するのみならず、双方向で情報を受発信し、県民同士が交流する参加型の情報発信システムや子育て中の親が日々の生活の中で必要とする身近な情報の提供が必要です。また、地域で育ちつつある子育て関係団体の活性化や地域で活動する愛育会、NPO法人、地域子育て関係団体のネットワーク化を更に促進し、地域における情報の受発信機能を高める必要があります。

そのため、県の子育て情報発信サイトである「やまなし子育てネット」の充実を図るとともに、地域における身近な地域情報の家庭への確実な発信や子育て団体のネットワーク化を推進します。



【プロジェクトの展開方法】

1 子育て支援情報のきめ細かな提供の推進

インターネットにより子育てに関する多様な情報を提供するサイトの充実を図り、地域における身近な情報の発信や双方向で情報を受発信する参加型の情報発信システムを構築します。また、携帯電話への情報発信や幼児教育放送・冊子による情報発信を推進します。

- [関連事業]
- ・ 子育て支援ホームページのリニューアル
 - ・ メールマガジンの利用促進

2 健診等の場を活用した取り組みの促進（再掲）

生後4か月の子どもをもつ家庭を訪問したり、1歳6か月健診や3歳健診の場を利用して、地域情報が満載の子育て情報を手渡しで提供することなどを通して、乳幼児をもつ家庭での子育ての不安感や孤立化の解消を促進します。

- [関連事業]
- ・ 乳児全戸家庭訪問事業の促進
 - ・ 地域密着子育て情報の提供の促進

3 子育て支援団体等のネットワーク化の推進

地域で活動する愛育会やNPO法人をはじめ、地域で育ちつつある子育て関係団体の連携や団体同士の交流を促進し、地域の子育て支援の質の向上等に取り組めます。

- [関連事業]
- ・ 地域の保育サポーターのネットワーク化の促進
 - ・ 子育て支援団体等のネットワーク化の推進

重点プロジェクト3 すべての児童への支援推進プロジェクト

【プロジェクトの目的】

近年、児童への虐待の件数は増加の一途をたどるなど、保護を必要とする児童へのきめ細かな対応が求められています。また、離婚件数の増加などにより、ひとり親家庭が増加する中で、ひとり親家庭における親の自立を支援し、児童の健全な育成を図るとともに、障害をもつ子どもたちやその子どもを支える家族への支援を行い、すべての子どもたちが家族の愛情や地域における支援のもと、大切に育成される社会を実現する必要があります。

このため、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、診療、保護・支援に至るまでの切れ目のない継続的な支援を行うとともに、虐待を受けた児童の心のケアの観点から大人への信頼感の回復や愛着形成に優れた家庭的な環境の中での養護を推進します。

ひとり親家庭における親の自立を促進するため、ひとり親家庭に対する様々な施策の総合的・計画的な実施を図るとともに、生活の安定と経済的自立を支援するため、手当・給付金の支給や資金の貸付を実施します。

障害をもつ子どもたちの保育ニーズが高まっており、保育所等への受け入れの促進を図るとともに、自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害を含む障害のある児童に対する支援を推進します。

子どもの心の健康を確保するため、先進的な医療の提供や相談支援、また援助技術の向上のための研修等の実施を推進します。

【プロジェクトの展開方法】

1 社会的養護体制の整備の促進

児童相談所を中心として、市町村、児童家庭支援センター等関係機関の連携体制を構築し、適切な役割分担及び連携の強化を推進するとともに、里親制度の普及や小規模住居型児童養育事業など家庭的な環境に近い小規模できめ細かな養護を推進します。

[関連事業] ・ 児童相談所を中心とした連携体制の構築
・ 家庭的養護の推進

2 ひとり親家庭の自立の促進

子育てや生活に関する支援、就労や経済的自立に関する支援など、ひとり親家庭に対する施策を総合的・計画的に展開するため、ひとり親家庭等自立促進計画を見直し推進するとともに、児童扶養手当・自立支援給付金の支給や福祉資金の貸付をはじめ、母子家庭の母親などを対象とした職業訓練の実施や訓練手当の支給を行います。

[関連事業] ・ ひとり親家庭等自立促進計画の策定・推進
・ 児童扶養手当等による支援の実施

3 障害児の社会参加の推進

障害をもつ子どもたちへの保育ニーズに対応するため、障害をもつ子どもたちの保育所・幼稚園・放課後児童健全育成事業への受け入れを促進するとともに、保育所・幼稚園への発達障害児支援コンサルタントの派遣による相談・助言などを通して発達障害児への支援体制の構築を促進します。

- [関連事業]
- ・ 保育所などへの障害児の受け入れの促進
 - ・ 発達障害児支援コンサルタント派遣事業

4 子どもの心の健康対策の推進

子どもの心の診療や発達障害に関する医療の実施、相談支援をはじめ、不登校・ひきこもり児童への相談支援等を行うとともに、専門職員への研修等を行う、子どもの心に関する専門的なケアが実施できる施設を設置します。

- [関連事業]
- ・ 子どもの心の診療支援事業
 - ・ 子どもメンタルケアセンターの設置・運営